

市内の環境美化に関する課題解決に向けた有効な対策について
(屋外の喫煙対策)

1 屋外の喫煙対策の経緯

平成15年10月に、東京都市長会において迷惑喫煙対策に関する取組についての政策提言が取りまとめられたことを受け、平成16年4月に、市も含む東京都内39市町村が統一のポスター、のぼり旗、啓発品を使い、ポイ捨て、迷惑喫煙をなくすためのキャンペーンを実施した。

これを機にその後も市独自の取組として、平成17年2月から小平駅周辺を、平成20年12月から花小金井駅周辺を環境美化推進モデル地区に設定し、各駅毎月1回程度、地元の自治会、商店会、事業者とともに、歩行者への啓発品の配布と駅周辺の清掃活動を中心とした喫煙マナーアップキャンペーン実施してきた。

平成26年度からは環境美化推進モデル地区を廃止し、一橋学園駅、新小平駅、小川駅、鷹の台駅も加えた6駅で、定期的なキャンペーンとして展開している。

また、喫煙マナーアップキャンペーンの他、路面標示やのぼり旗掲示、市民等への看板配布も合わせて取り組んでいる。

こうした取組は、個人が自ら律すべきモラルやマナーに属することについては、啓発を徹底して行うことにより 全体のマナーアップを図るという考え方に基づくものである。

【市の取組内容】

啓発品	路面標示	のぼり旗	看板
			
<p>駅利用者等に配布（平成29年度実績：42,610個配布）</p>	<p>小平駅 21 か所、花小金井駅 20 か所の路面に設置</p>	<p>公共施設 16 か所（自転車駐車場等）に掲出</p>	<p>環境政策課、出張所、動く市役所で配布（平成29年度実績：143 枚配布）</p>

2 受動喫煙防止対策との関係

近年、喫煙を取り巻く環境は大きく変化している。平成30年4月から「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が施行され、6月に「東京都受動喫煙防止条例」が成立した。さらに、7月に国の「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、望まない受動喫煙の防止対策が強化された。これらは、屋内の喫煙を対象とした規制であるが、今後、屋内での喫煙の規制が強化されることに伴い、屋外での喫煙が増加することが想定される。

市では、これまで環境美化の観点から屋外の喫煙対策に取り組んできた。屋外については国の法律や東京都の条例によって規制対象となっていないものの、「受動喫煙を生じさせることのない社会環境の整備」のためには、今後は屋外についても望まない受動喫煙に配慮しなければならない。

【法と都条例の内容比較】

	健康増進法の一部を改正する法律	東京都受動喫煙防止条例
責務	国及び地方公共団体の責務	都、都民及び保護者の責務
対象とするたばこ	たばこ事業法に定める製造たばこ又は製造たばこ代用品	
標識の掲示	喫煙場所のみ掲示	禁煙の飲食店も掲示
罰則	50万円以下の過料	5万円以下の過料
施行期日	平成32年4月1日 ※責務規定や学校、病院等の規定は段階的に施行	平成32年4月1日 ※左記のほか、飲食店の標識掲示も段階的に施行

【法と都条例の規制対象施設の比較】

施設の類型	健康増進法の一部を改正する法律	東京都受動喫煙防止条例
小学校、中学校、高等学校	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置不可)
保育所、幼稚園		
大学		敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)
医療機関		
児童福祉施設		
行政機関		
バス、タクシー、航空機		
上記以外の多数の者が利用する施設 例) 老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)
飲食店	客席面積100㎡以下で、個人又は中小企業(資本金5千万円以下)は規制対象外	従業員を使用していない場合は、禁煙・喫煙を選択することができる。

屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。 	<p>(東京都子どもを受動喫煙から守る条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙をしようとする者は、公園等において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない。 ・喫煙をしようとする者は、学校、児童福祉施設その他これらに準ずるものの周辺の路上において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない。
----	---	---

3 今後の屋外における喫煙対策の考え方

市では、「ストップ！歩きたばこ&ポイ捨て、喫煙マナーアップでまちも空気もクリーンアップ」を統一的な標語として、市内全域での歩きたばこ喫煙の防止を喫煙マナーと呼び掛けている。さらにマナーを守っていただけるような環境整備として、市内4駅4か所に市の公衆喫煙所を設置している。こうした取組の成果もあり、たばこを吸う人は、危険や美観に配慮するなどマナーを守り、たばこを吸わない人もマナーを守っている喫煙者を許容するという、お互いの立場を尊重し合う分煙が進んできた。

しかしながら、受動喫煙による健康への悪影響が社会的な関心として高まる中、駅前に設置しているパーテーションから流れ出るたばこの煙とにたいする相談や苦情が少なからず寄せられている。こうしたことから、今後は望まない受動喫煙に配慮するという視点を持って屋外の喫煙対策について検討する必要がある。

なお、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」では、公園等及び学校等周辺において子どもの受動喫煙防止に努めなければならないとされていることから、市においても、公園等及び学校等周辺については市民等への周知啓発及び必要な対策を講じることとしている。

4 屋外公衆喫煙所の整備について

現在、市内4駅4か所にパーテーション型の公衆喫煙所を設置しているが、特に駅周辺は多様な年齢層の人が多く集まる場所であり、仮に公衆喫煙所を整備するとしても、受動喫煙を避けることができるということを前提としなければならない。合わせて、成人の喫煙率が14.0%（※）ということから、公衆喫煙所の整備に対する費用対効果や事業者等との連携も視野に入れ、効率的、効果的に進めていく必要がある。

※『こだいら健康増進プラン』より

【市内各駅の現状と今後の検討の視点】

駅名	駅の特徴及び喫煙環境の現状	検討の視点
花小金井駅	<ul style="list-style-type: none"> ・一日平均乗降者数 56,544 人／日（市内駅で最も多い）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南口の既存公衆喫煙所については、パーテーションの高さを変えるなど改善を検討

	<ul style="list-style-type: none"> ・北口・南口周辺に飲食店が多い。 ・北口・南口ともにロータリーがある。 ・南口に1か所パーテーションタイプの公衆喫煙所がある（別紙①） ・南口の公衆喫煙所を利用する喫煙者の煙がホーム内に漂うことへの苦情がある。 ・北口の民間店舗前に設置された灰皿の前での喫煙に関する苦情がある。 	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北口に設置する場合、新設となるため、設置場所や形態等、これまでの公衆喫煙所より一層受動喫煙防止に配慮したものが求められる。ロータリー内への設置の可不可、周辺地域への設置の可不可、民間事業者との連携等多角的に検討する。
小平駅	<ul style="list-style-type: none"> ・一日平均乗降者数 38,898 人／日。 ・北口・南口周辺に飲食店がやや多い。 ・南口にのみロータリーがある。 ・南口に1か所パーテーションタイプの公衆喫煙所がある。（別紙②） ・南口の公衆喫煙所を利用する喫煙者の煙が駅階段に漂うことへの苦情がある。 ・北口の歩きたばこ、ポイ捨てに関する苦情がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南口の既存公衆喫煙所については、階段利用者が受動喫煙を避けられない状況であることから、移設など改善の検討をする。 ・北口に設置する場合、新設となるため、設置場所や形態等、これまでの公衆喫煙所より一層受動喫煙防止に配慮したものが求められる。ロータリーがないため、周辺地域への設置の可不可、民間事業者との連携等多角的に検討する。
一橋学園駅	<ul style="list-style-type: none"> ・一日平均乗降者数 21,348 人／日。 ・北口商店街に飲食店がやや多い。 ・北口・南口ともにロータリーはない。 ・北口に1か所パーテーションタイプの公衆喫煙所がある。（別紙③） ・北口の公衆喫煙所内に入りきれない喫煙者がパーテーション外で喫煙している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北口の公衆喫煙所については、改札から多少距離があり、受動喫煙を避けることが出来る状況であることから、現状のままとするが、今後の喫煙情勢を踏まえ検討する。 ・南口に設置する場合、新設となるため、設置場所や形態等、これまでの公衆喫煙所より一層受動喫煙防止に配慮したものが求められる。ロータリーがないため、周辺地域への設置の可不可、民間事業者との連携等多角的に検討する。
新小平駅	<ul style="list-style-type: none"> ・一日平均乗降者数 11,509 人／日。 ・改札口周辺に飲食店がやや少ない。 ・改札口にロータリーがある。 ・1か所パーテーションタイプの公衆喫煙所がある。（別紙④） 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公衆喫煙所については、駅利用者の動線と重なっており、受動喫煙が避けられない状況であることから、移設など改善の検討をする。しかしながら、ロータリー内には適切な場所がないことから、周辺地域への設置の可不可、民間事業者との連携等多角的に検討する。
小川駅	<ul style="list-style-type: none"> ・一日平均乗降者数 29,007 人／日。 ・東口・西口周辺に飲食店がやや少な 	<ul style="list-style-type: none"> ・東口・西口ともに設置する場合、新設となるため、設置場所や形態等、これまでの

	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東口にのみロータリーがある。 ・東口・西口ともに公衆喫煙所はない。 ・小川駅西口地区再開発事業が予定されている。 	<p>公衆喫煙所より一層受動喫煙防止に配慮したものが求められる。ロータリー内への設置の可不可、周辺地域への設置の可不可、民間事業者との連携等多角的に検討する。</p>
鷹の台駅	<ul style="list-style-type: none"> ・一日平均乗降者数 27,075 人／日。 ・改札口周辺に飲食店がやや少ない。 ・改札口にロータリーはない。 ・学生が多い。 ・改札口に公衆喫煙所はない。 ・小平中央公園と隣接している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改札口に設置する場合、新設となるため、設置場所や形態等、これまでの公衆喫煙所より一層受動喫煙防止に配慮したものが求められる。ロータリーがないため、周辺地域への設置の可不可、民間事業者との連携等多角的に検討する。 ・隣接の小平中央公園には、灰皿を設置している。
青梅街道駅	<ul style="list-style-type: none"> ・一日平均乗降者数 8,035 人／日。 ・改札口周辺に飲食店がやや少ない。 ・改札口にロータリーはない。 ・改札口に公衆喫煙所はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改札口に設置する場合、新設となるため、設置場所や形態等、これまでの公衆喫煙所より一層受動喫煙防止に配慮したものが求められる。ロータリーがないため、周辺地域への設置の可不可、民間事業者との連携等多角的に検討する。